

新幹線プレス

2015年8月22日

No.243

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

労働条件改善、安全で働き甲斐のある職場環境を求めて

「職場改善諸要求」に関して申し入れる!

Part 2 車両所・駅関係

2015年度基本協約・協定改訂に向けて、本部は8月7日に申し入れを行いました。これに合わせ新幹線地本としても8月19日、運輸所関係48項目、車両所関係59項目、駅関係4項目計111項目の要求を掲げ、幹鉄事への申し入れを行いました。これまでも私たちは切実な声を上げ続けてきていますが、会社の不誠実な姿勢により多くは改善されていないなか、要求の前進をかちとるためにさらに職場から声を大に訴えていきましょう。

以下今号においては各車両所・駅関係についての申し入れ内容をお伝えします。

I 各車両所関係について

1. 共通に関する事項

- (1) 管理者による一方的な指摘・注意がボーナスカットの理由とされている。このような恣意的な指摘行為は直ちにやめること。
- (2) 車両所に導入されたいわゆる『復帰教育』は、見せしめの教育であるため直ちに中止すること。
- (3) 54歳原則出向は廃止すること。尚、廃止しない場合は年度初に具体的な人数も含め、前広に計画予定を明らかにすること。
- (4) 出向者に対して、夏季手当や年末手当が確定した時点で、速やかにすべての出向者に支給時期等の通知を確実に行うこと。
- (5) 一作業に対する提出書類物（調査報告書・故障報告書・チェック表等）が多く作業開始及び終了が大幅に遅れるし、作業しづらいため簡素化すること。
- (6) 車両所において、所長権限により車両係でありながら技術系の業務を担当させているいわゆる「ゴールデンハンマー」は直ちに廃止し、技術系の登用を増やすこと。
- (7) 第一検修庫9番線の屋根上海側には転落防止用の柵がないため危険である。転落防止用柵を

設置すること。また、第一、第二検修庫作業番線デッキ側の屋根上には転落防止柵がないので労災防止の観点から設置すること。

- (8) 検修庫の夏季の暑さ対策及び冬季の寒さ対策を強化すること。特に夏季における屋根上は、温度が異常なほど上昇するためパンタグラフ点検場所のスポットクーラーを新品に交換すると共に増設すること。
- (9) 第二検修庫の3番線から6番線の大扉の開閉を自動化すること。
- (10) 第一・第二検修庫のピット灯、サービスデッキ下部の蛍光灯、屋根上点検通路の蛍光灯の不具合箇所が非常に多く、申告してもなかなか修繕がされていない。早急に修繕すること。
- (11) 第一検修庫、第二検修庫のピット内は常に水が溜まった状態であり、悪臭とぬめりが発生している。衛生上および労働災害防止のためピット内の排水対策を行なうと。
- (12) 第一検修庫、第二検修庫は老朽化により、屋根上からの雨漏れ、床コンクリートの欠損による段差の発生、さらには側溝のグレーチングに凹凸が多数あるため危険である。よって、労働災害防止及び運転事故防止のため早急に対策を行うこと。
- (13) 第二検修庫東京方の大便所が1つしかないので増設か新設すること。
- (14) 第二検修庫と総合庁舎間に屋根付きの歩行通路を設置すること。
- (15) 東京車両所総合事務所内の過剰なまでの監視カメラは精神衛生上問題あるため、直ちに撤去すること。
- (16) 通勤バスを7時20分以降から8時00分までは、5分毎の設定すること。また、交検非稼働日ダイヤは10分間隔とすること。
- (17) 通勤バスの遅延が常態化している。特に帰宅時の総合事務所発のバスの遅延が多いので改善策を施すこと。
- (18) 車両所の社員食堂は、社員食堂の割には値段が高いため安くすること。また、メニューが夕方になると減ってしまうため改善すると。
- (19) 社員食堂は毎日営業すること。
- (20) 車両所におけるパンや飲料水の自動販売機の商品の値段をもっと下げる。また、庁舎6階談話室にもパンや菓子の自販機を設置すること。

2. 東京作業検査車両所に関する事項

- (1) 委託会社労働者（JR社員）と受託会社労働者（SEK社員）の労働者間で作業指示することは『職業安定法違反』＝偽装請負の疑いがある。直ちに解消すること。
- (2) 健康・安全・ゆとり面からも3連続夜勤勤務を解消すること。
- (3) 作業検査の作業中に、管理者が作業を中断させて試問しているため業務に支障する。よって、作業中の試問は一切止めること。
- (4) 管理者が検修庫の柱の陰や運転台の裏など物陰に隠れてこっそりと作業の監視を行っている。また、作業に集中している背後から突然現れ、驚かすというような異常な行為が行われている。このような行為は直ちに中止すること。
- (5) 作業検査時の前照灯確認は眼に悪影響を及ぼす恐れがあるため、遮光できる検査用具を貸与すること。
- (6) 庫1・2番線間のサービスデッキでの自転車利用を可能とすること。
- (7) 第二検修庫1・2番線において、作業効率および安全面の確保をするために、サービスデッキ

- 上に部品や工具を運搬するための小型電動カートを導入すること。
- (8) 検修庫 1 番線の東京方に車両検修車の充電器を設置すること。
 - (9) 仕業検査施行本数が 11 本を超える日は、夜間の「き電停止」を行わないように計画すること。
 - (10) 第一検修庫および第二検修庫の仕業検査休憩室（待機室）にテレビと長椅子を設置すること。

3. 東京修繕車両所に関する事項

- (1) 昼入 6 の担当が内勤勤務の技術パートが行うこととなった。本業の技術パートとの兼務では当然入換の本数は少なく、その分を各入換担当者に割り振られている。技術との兼務は解消すること。
- (2) 休憩時が分割されて付与されているが、ゆっくり休憩もできない現状では、安全面からも問題である。分割付与は止めて、通しでの休憩時間とすること。
- (3) 基本的（交検・修繕・滞泊車両等は除く）に庫内の車両には手歯止めは使用しないこと。
- (4) 停止位置目標が夜間・早朝非常に見づらい。名古屋車両所（日比津）のように反射板を使った物に改修すること。また、汚れていて見えずらい箇所もあるので、定期的に点検・清掃を行うこと。
- (5) 庫内での前部標識灯がハイビームにしておくこと、入線時眩しく前方確認が出来ないので危険である。従って、庫内留置の車両は、前部標識灯は減光を基本とすること。
- (6) 構内操縦による運転整備時の前照灯確認は眼に悪影響を及ぼす恐れがあるため、遮光できる検査用具を貸与すること。
- (7) 着発線に構内操縦用の待機場所（小屋など）を設置すること。具体的には着発 1 番線脇および着発 34-35 番線間に設置すること。
- (8) 安全チョッキを勤務の点呼後にその都度受け取っているが、個人貸与とすること。また、雨具（合羽・長靴など）も同様に個人貸与とすること。
- (9) 修繕班の夜出勤勤務の休憩時間が 30 分ずつつけて付与しているが、連続して 1 時間休憩とすること。
- (10) 構内操縦の自転車が古く、不具合が多いので新品に交換すること。

4. 東京交番検査車両所に関する事項

- (1) 交検の検査周期延伸について説明を受けたが安全上問題があるので撤回すること。
- (2) 東京交番検査車両所の検修庫 7 番線と 8 番線及び 9 番線における同時交番検査施行において、放送が錯綜するため聞き分けることに神経を使い、作業者は非常に疲労感が増している。また、実際に放送を聞き間違えたと思われる誤作業も発生しているなど、安全作業に支障があるため以下の改善策をとること。
 - ア. スピーカーを単一指向性のものにして各ユニットの天井部に設置すること。
 - イ. 放送装置のスイッチを入れたら各ユニットのスピーカーにランプが点灯するようにし、放送状態が可視化できるものとする。
- (3) 交番検査施行時にも関わらず、隣接の検修庫 10 番線に入出庫している。また、列車が加圧状態であるために交番検査において、漏気音の確認や放送の聞き取りなどに支障をきたしている。よって、交番検査施行時は基本的に検修庫 10 番線には列車を入線させないようにするこ

と。

- (4) 検修庫の夏の暑さ、冬の寒さ対策を万全とすること。
- (5) 交検 1、2、3 班の各ユニットに配備されているスポットクーラーで、老朽化している物は新品に交換すること。
- (6) 交検では、夏に熱中症対策で麦茶をユニットに置いているが、その麦茶代を社員が負担しているので会社が負担し熱中症対策をとること。
- (7) 庫から庁舎までの移動時間を勤務時間内とすること。特に、交番検査終了後、記帳室からの退出時間が遅いため、昼の休憩時間確保及び終了点呼に並ぶのに急いで移動しているのが現実であり焦りと混雑（庁舎エレベーター含む）で傷害事故を起こしかねない。
- (8) 庁舎 7 階の詰所が狭いので改善すること。
- (9) 交検は土・日の休日を基本とすること。また、土・日・祝日に出勤が発生する場合は前月 10 日以前の月初めに公表すること。
- (10) 特に特修班の作業前打合せは、時間がかかるため作業開始が遅くなり、作業時間を確保できなくなる。また、時間が少ないと焦りからヒューマンエラーが発生する恐れが増大する。短時間で終わるように変更すること。
- (11) 日・祝日の交検稼働日は、作業着洗濯物が受け取れるようにすること。

5. 三島車両所に関する事項

- (1) 庫の中が暑すぎるので換気扇を増設すること。
- (2) 東京方のサービスデッキのシャッターの不具合があるので修理すること。
- (3) 検修庫ピット灯が滅灯している箇所は修繕すること。又、屋根上の蛍光灯も滅灯している箇所も修繕すること。
- (4) 大阪方に自動販売機を設置すること。
- (5) 電留線から庁舎の安全通路が、大雨の時排水が間に合わず川のようにになるので水はけが良くなる対策を実施すること。

6. その他の事項

- (1) 専任社員は、労働時間を短くし、休日を増やすこと。
- (2) 検修作業手当 500 円を倍増額すること。
- (3) 車両所の業務はパートによって年収に差がある。日勤勤務手当および交番検査手当を新設すること。



III 各駅関係について

- (1) クリーニング回数を増やして、制服の着用期間の中間でクリーニングを実施すること。また、夏ズボンの貸与数を 1 本追加すること。
- (2) 品川駅の風呂場と更衣室に扇風機を設置すること。
- (3) 各駅の立哨位置にスポット空調を設置すること。
- (4) 夏のワイシャツは、申し出により適宜古い物から新しい物へ交換すること。

以上